

ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区

「第 71 回地区年次大会代議員議事運営要項」

1. 代議員総会

- (ア) 地区ガバナーその他の地区内国際役員、元国際理事、前・元地区ガバナー、クラブ代議員および大会議長が任命した役員を以って構成する。
- (イ) クラブ代議員は規定に基づき、クラブ会員 10 名ごとに 1 名（端数は四捨五入）を以って選出される。但し、入会 1 年と 1 日以上 of 会員。

2. 審議の方法

- (ア) 委員会の議長は、地区委員長または大会議長が任命した代議員があたり、議長選出の手續きは不要である。
- (イ) 委員長が議事を進め、顧問は全体にわたり助言し、進行委員のうち 1 名は記録を受け持ち、1 名は発言の進行を促進する。
- (ウ) 発言者は、必ず所属クラブと氏名を告げるように予め注意すること。
- (エ) 審議案内内容は、すべて前もって文書で議長に提出しなければならない。
- (オ) 審議の要領は、次のようにする。
 - ① 第〇〇議案の審議に入る旨を宣言する。
 - ② 出席代議員の意見を求める。
 - ③ 結論を抽出し、賛否両論拮抗するときは採決する。
 - ④ 決議は必ず確認する。
- (カ) 発言等運営は今年度「地区運営要綱 3 項 A (2) 会議運営議事規則要点」にて行う

3. 決議の方法

決議の方法は、過去の慣例によって自ら一定の形が出来ているので、決議の文書としては、次に掲げる定型的な文句によってなされることが、代議員はもとより一般メンバーに対しても、判り易いと思われる。

A) 議案を認める場合

- ① 議案通り可決する。提案どおり承認する。提案どおり賛成する。
- ② 原案どおり。
- ③ 主旨了承。主旨賛同。主旨賛成。主旨同意。
- ④ 満場一致にて了承する。

B) 議案を認めない場合

- ① 提案を否決する。提案を取り下げる。
- ② 原案を否決。

C) 審議未了につき、また審議を要する場合。

- ① 次期尚早、次期キャビネットに申し送る。
 - ② 主旨は賛成するが、具体案がないので、次期キャビネットに申し送る。
 - ③ 地区団体に統一することが困難なので、各クラブの自主的な運営に一任することに決定する。
 - ④ 複合地区全体の問題なので、次期キャビネットで充分審議する。
 - ⑤ 原案賛成、複合地区大会に上程する。
- D) 決議等運営は今年度「地区運営要綱3項 A(2) 会議運営議事規則要点」にて行う

この要項は、2024年7月21日より施行する。